

静岡県公安委員会規則第11号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月10日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
大仁警察署	(略)			大仁警察署	(略)		
	土肥交番	伊豆市土肥468番地の1	(略)		土肥交番	伊豆市土肥793番地の1	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
島田警察署	(略)			島田警察署	(略)		
	上長尾警察官駐在所	榛原郡川根本町上長尾1013番地の2	川根本町のうち上長尾、下長尾の一部、田野口、水川		上長尾警察官駐在所	榛原郡川根本町上長尾1013番地の2	川根本町のうち壺町河内、上長尾、下泉の一部、下長尾、田野口、文沢、水川
	神谷城警察官駐在所	(略)			神谷城警察官駐在所	(略)	
	下長尾警察官駐在所	榛原郡川根本町下長尾261番地の6	川根本町のうち壺町河内、下泉の一部、下長尾の一部、文沢				
	地名警察官駐在所	(略)			地名警察官駐在所	(略)	
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表大仁警察署の項の改正は令和元年9月11日から、同表島田警察署の項の改正は同年9月17日から施行する。